

被災地農業参入・スマート農業等支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）は、地域農業の多様な担い手の確保・育成を図るため、企業等が地域と連携し農業参入する際に必要となる経費や、参入企業等がスマート農業技術を活用し先進的な農業の実践による省力化・効率化を図るために必要となる経費に対して、その費用負担を軽減するため当該費用の一部を助成することにより企業等の農業参入を支援することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「スマート農業技術」とは、農業現場において、ロボットやAI、IoTなどの先端技術や農業データを活用し、農業の生産性向上を図る技術のことをいう。
- 2 この要綱において、「イノベ地域」とは、福島県浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村）の地域をいう。
- 3 この要綱において、「企業等」とはイノベ地域に農業参入しようとする企業、農業法人、イノベ地域に農業参入した企業、農業法人をいう。

(助成金交付の対象等)

- 第3条 助成金の交付対象は、イノベ地域に農業参入後5年以内の企業等又は本事業着手後概ね1年以内にイノベ地域で営農を開始する見込みの企業等とする。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本助成金の交付対象としない。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 助成対象経費及び助成金額は別紙1のとおりとする。また、農業機械等をリースにより導入する場合は、別紙2に留意するものとする。

2 ただし、以下の経費については助成対象としない。

- (1) 農地の取得費
- (2) 従業員の賃金・給与及び賃金に係る保険料、役員報酬
- (3) 食糧費
- (4) 租税公課、消費税及び地方消費税
- (5) 自主施工や他からの助成により実施中又は既に完了している経費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高いもののリース経費(例：トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)。ただし、パソコンについては、スマート農業機械等の制御専用として一体的に使用する場合、IoT 技術等導入のためソフトウェアやデータなどを活用するため一体的に導入する場合を除く。

(助成金の交付申請)

第5条 助成事業を実施しようとする実施主体は、様式第1号による助成交付金申請書及び様式第2号による実施計画書を作成し機構理事長(以下「理事長」という。)に申請しなければならない。

2 実施主体は、前項の助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第6条 理事長は、前項の申請に係る書類の内容を審査し、適正であると認めるときは助成金の交付決定を行い、様式第3号により実施主体へ通知するものとする。

2 理事長は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 理事長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(助成事業の経理等)

第7条 実施主体は、助成事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 実施主体は、前項の帳簿及び証拠書類を助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(申請内容の変更及び取消し等)

第8条 実施主体は、次の各号の一に該当するときには、あらかじめ様式第4号を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、申請者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資すると考えられる場合。

イ 助成目的及び事業能率に関係のない計画の細部の変更を行う場合。

ウ 助成対象経費の30パーセント以内の減額変更を行う場合。

(2) 助成対象の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合。

2 理事長は、前項の承認をする場合において必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故の報告)

第9条 実施主体は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5号による事故報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 実施主体は、理事長から助成事業の遂行状況について報告を求められた場合は、速やかに様式第6号を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 実施主体は、当該事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、助成事業完了の日から起算し10日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告を様式第7号により理事長に提出しなければならない。

2 実施主体は前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 理事長は、実施主体が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

(助成金の額の確定等)

第12条 理事長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、様式第8号により申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第13条 助成金は前条の規定により、交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 実施主体は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第9号による支払請求書を理事長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第14条 実施主体は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号により速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 理事長は、第8条第1項第2号の助成事業の全部若しくは一部を中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 実施主体が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 実施主体が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。

(3) 実施主体が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 実施主体が、別紙様式第1号別添の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 理事長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利3.0パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理)

- 第16条 実施主体は、助成対象経費（助成事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 実施主体は、取得財産等について、様式第11号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 実施主体は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条第1項に定める実績報告書に様式第12号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 機構は、実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき理事長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用する。
- 3 実施主体は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13号による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を機構に納付することを条件とすることがある。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1 内容、助成対象及び助成額

1 企業等農業参入助成

内容	助成対象	助成額
新たな農業参入や農業生産に要する経費	1 生産資材等の購入 種苗、肥料、農薬等生産資材の購入、土壌分析や農産物の品質分析 等 2 機械等の購入・リース等費用 農業用施設・農業生産機械・車両等の購入及びリースに要する経費、短期借上げ料 等 3 国内先進地調査に関する経費 報償費、旅費、燃料費、使用料及び賃借料、通信費 等	定額。 ただし、1 社当たり 200 万円を助成上限とする。

2 スマート農業技術導入助成

内容	助成対象	助成額
スマート農業技術の導入に要する経費	1 スマート農業関連機械の購入・リース等費用 スマート農業機械の購入及びリースに要する経費、短期借上げ料 等 2 作業委託費 スマート農業機械による作業委託に要する経費 等 3 ソフト・データ等使用料 スマート農業実践のための IoT 等システム導入費用（パソコン、ソフトウェア、データ等使用料）、通信料 等 ※スマート農業機械は、県設置 R T K 固定基地局利用のものを除く。	定額。 ただし、1 社当たり 200 万円を助成上限とする。

別紙2 機械等をリースにより導入する場合の留意事項

1 リースにおいて助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

2 リース契約の条件

本助成の対象とするリース契約は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) リース計画に記載された機械等利用者及び対象機械等に係るものであること。
- (2) リース業者及びリース料金が以下の(3)及び(4)により決定されたものであること。
- (3) リース期間が1年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。
- (4) 国や県から他に直接又は間接に助成金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

3 リース業者等の決定

実施主体は複数のリース業者（原則3社以上）からの見積りにより、リース契約を締結するリース業者及びリース料金を決定するものとする。

4 リース料金の額

リース料金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算式②、又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：リース料金の額＝リース物件価格（税抜き）

算式②：リース料金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）

算式③：リース料金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））

この場合において、リース期間は、機械等利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

5 助成金の支払い

機構は(3)の入札結果及びリース契約に基づき、機械等が実施主体に導入され助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認のうえ、(4)により算定されたリース料の額の範囲内で遅滞なく事業実施主体にリース料助成金を支払うものとする。

6 関係書類及びリース機械等の適正管理

実施主体は、リース期間中リース契約書等関係書類を適切に管理するとともに、リース機械を適正に利用しなければならない。

7 助成金の返還等

理事長は、本助成において導入した機械等がリース計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、助成金の一部を若しくは全部の返還を求めることができるものとする。